ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　通巻 221号　2018.3

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL　http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

総会に参加された皆さん

「名古屋過労死を考える家族の会」総会

名古屋過労死を考える家族の会
代表世話人　　内野　博子

2018 年 2 月 11 日（日）午後より、労働会館にて 2018 年定期総会を行いました。

過労死弁護団、健康センターの方々を始め、みなさまのご協力のおかげで無事に終えることができましたこと、感謝申し上げます。

今回は私が代表になって初めての総会ということでとても心配でしたが、昨年末の世話人会の時から進行案や活動報告の資料を少しずつ作成し、世話人のみなさんと話し合いをしながら準備を進めてきました。開始時間が午後からなど新しい試みもありましたが、何とか形になったかなと思います。

（2 ページへ続く）

目　次

名古屋「家族の会」総会　1
「過労死防止シンポジウム」反省会　2
岡崎商業高校裁判勝利判決　3
名古屋市教委「労安委員会」傍聴記　4
まやかしの『安倍働かせ改革』　5
「出前講座」奮戦記　6
冬を生き延びる闘い！　7
シリーズ「人間らしい労働・生活」　8
関岡裁判判決を前に　１０
栄総行動　再質問　１１
トヨタ総行動・・過労死原告の訴え　１２
理事会報告・県議団との懇談会　１３
裁判日程　１４
エッセイ　１５
当面の日程　１６

過労死を救済することが働き方改革につながる

今回は会員 14 名、賛助会員 12 名、来賓３名の 29 名にご参加いただきました。ここ数年は会員の参加が減っていましたので、世話人で手分けして事前に会員さんと連絡をとって出欠を確認したり、「全国家族の会」のニュースを送付する際に案内状を付けたりしたことで久しぶりの会員さんも来てくださり、とても嬉しかったです。

まず来賓あいさつとして、愛知健康センター理事長猿田正機氏から「人に寄り添う」ことの素晴らしさをお話いただいた後、水野弁護士からは家族の会の歴史と「目の前の過労死を救済することが働き方改革につながる」というお話をいただきました。

そしてサプライズとして、長年代表を務められた鈴木美穂さんへの感謝のプレゼントの贈呈式。これは会員の方からの提案でしたが、美穂さんからは「お心遣いをありがとうございました」とお礼の挨拶をいただき、最後に「でも会はやめませんよ」と引き続き家族会のために尽力されることを誓われました。今後ともよろしくお願いします。

議事としては、活動報告として大きく４つ挙げました。「全国家族の会」関連の活動、過労死防止法の趣旨に伴うシンポジウム・啓発授業、名古屋家族の会の活動、その他の活動です。そして会計報告、活動方針、予算案と進みました。予算案では、名古屋以上に「全国家族の会」の会計がひっ迫している現状が報告され、今後「名古屋家族の会」がいただくカンパの１割を全国に寄付するかで議論が交わされました。次回の全国世話人会で提案することになりました。尚、会計は藤田さんから三輪さんに交代することになりました。

この１年で争議の解決者は三輪さんと伊藤さんの２人でしたが、報告は三輪さんがされました。そして、多額のカンパをいただきましたので、お二人と三輪さんの支援の会に感謝状を贈りました。最後に、係争中の７件の報告をしていただき、支援金とともにエールを送り、交流会にうつりました。

議論が活発だったため少し延長し、のどが渇きましたね。交流会の前に帰られた方もいらっしゃったので、次回は総会でも飲み物があればというのが反省点です。

また１年間、「家族の会」のサポートをよろしくお願いします。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」反省会

過労死防止を全国民の声に

事務局次長　　吉川　正春

１月 27 日、水野幹男法律事務所で「過労死等防止対策推進シンポジウム愛知会場」の反省会が開かれました。過労死弁護団、名古屋過労死を考える家族の会、愛知健康センター、プロセスユニークが参加しました。

全都道府県の開催は、約 6000 人の参加で大きく成功しました。「過労死等防止対策推進シンポジウム」の取り組みは３年間で見直すことになっていますが、アンケートでは存続を求める多くの声が寄せられました。シンポジウムでは、企業から全国で過労死防止というテーマで 10 件ほど報告がありました。企業にも積極的に過労死をなくす運動に参加してほしいものです。

「愛知会場」では「過労死白書」の作成に携わった厚労省企画官から報告がありました。愛知県教育委員会や企業にも報告できるよう要請しましたが断られました。「労働局」「家族の会」のあいさつ、記念講演、過労死落語、遺族の訴えと続き、アンケートには「よかった」の声が寄せられました。

より多くの人に訴えていく上でも主催者である労働局や後援をいただいた愛知県や名古屋市に報告とお礼に訪問し、さらなる支援を呼びかけることを確認しました。

岡崎商業高校公務災害訴勝利判決

愛高教副委員長　　伊佐地　修一

１月 25 日（木）、名古屋高等裁判所は、岡崎商業高校教諭の公務外認定処分取消請求に対し、原告勝訴の判決を下しました。今回の判決の特徴は、一審の名古屋地裁判決以上に職務の質的過重性に踏み込んだ点に特徴があります。

例えば、基金側は、控訴理由として「高校教諭として 20 年、岡崎商業高校でも４年目であり、授業に関しては十分な知識・経験があったことなどからすると、（中略）業務量が他の教員と比較しても多いものであったとは評価できない」「多くの科目で複数の指導担当者の取りまとめ役で、労力としては、他の教員の作成した意見、資料等を調整するだけで、意見や資料の作成という実作業をしなくてもよいのであるから、時間的にも労力的にも少なくてすむ」こと等をあげていました。

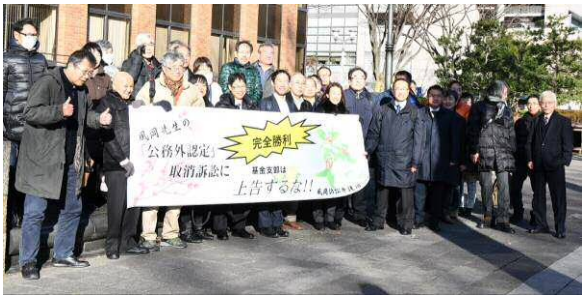

これに対し、裁判所は「主任として他の教員を指導するなどその責任的な立場にあり、授業以外にも情報処理部顧問として、情報処理の全国大会等各種大会の指導をし、全国大会で優勝するなど非常に優秀な成績をあげていた。また、（中略）生徒の実習用パソコンのメンテナンスや校内の総務事務系のパソコンの LAN 環境及び教員のパソコンの故障の対応をして」いたことから「公務は、量的にも質的にも、他の教員より重いものであったと認められる」としました。

また、中学生の体験入学に関しても、基金側の「タックシールは、昨年のものや他の用途で使用したものをそのまま使用できるものであり、「入力された人数は 157 名で、（中略）地区及び学校名は１名入力すれば、他は複写ですむので、１名の入力時間は１分ほどで、作業は３時間ほどである」との主張に対し、裁判所は「中学校から締切り直前に申し込まれることは考えられず、入力者数が申込者数の半分である 157 名とは考え難い」「おおよそ３種類のワークシートにデータを入力した後、エクセルを用いてデータの並び替え、追加、抽出、行や列の挿入などを行っており、体験入学の名簿作成は、単にデータを入力すればよいというものではな」いとし、原告側弁護団が職場とのやりとりにより作成した書面の内容を認め、基金側の主張を明快に退けました。

そして、裁判所は、結論として、「本件疾病を発症したことに対する公務起因性を肯定すべきである」とし、「本件控訴を棄却する」との判決を下しました。これは、一審判決同様、職場の実態を正確に事実認定した判決と言えるものです。

2017 年３月、愛知県教育委員会は「教員の多忙化解消プラン」（以下、「プラン」）を策定しましたが、愛高教が２学期に行った「やめよう なくそう 長時間労働」アンケートの結果によれば、９月１か月の超勤時間が「80 時間超」と回答した教職員の割合は前年度より若干増加しており、「プラン」が実効性あるものとなっていません。今回の名古屋高等裁判所の判決を踏まえ、県教委は「本気」になって長時間過密労働解消に向けた実効性ある施策をすすめるべきです。また、今回の判決でも、検定「過熱」や部活動「過熱」など学校現場の長時間過密労働の実態が事実認定されました。この判決を踏まえ、長時間過密労働解消の視点から「どのような教育活動を行っていくか」という議論を職場ですすめていくことも求められています。

基金側は、名古屋高裁の判決に対して、上告を含めて「対応について検討する」としています。しかし、判決を受け入れることなく上告するということは、裁判所が事実認定した職場の長時間過密労働の実態を顧みないものであり、断じて容認できません。引き続き愛高教は、裁判の勝利に向けたとりくみと合わせて職場の長時間過密労働解消に向けたとりくみをすすめます。　　（2 月９日国が上告せず勝利確定）

教職員の「働き方改革」

名古屋市教育委員会安全衛生委員会を傍聴

事務局員　　竹久　憲一郎

政府が進める「働き方改革」では時間外労働の上限を設ける法改正が予定されているが、公立校の教員はその対象外であり、「給特法」によるわずかな教職調整額の支給のみで過労死ラインに達する長時間労働をよぎなくされている。この教員にたいし、現場教員から改善を求める声があがっている。

実際に、全国でも教員の過労死が問題になっている状況から、愛知健康センターでも論議され、調べることとなった。

本年1月17日に行われた名古屋市教育委員会安全衛生委員会を傍聴した。事前に傍聴申し込みをしたところ『傍聴者は5名までと決まっています』『議事の内容によっては傍聴させないこともあります』ということだった。名古屋教職員労働組合と愛知健康センター8名で赴いたが、6 名しか許可されず、名教労の方々が入れず、抗議した。会議場は空席もあり入れるのにと怒りを覚えながら傍聴をした。

会議が始まると、淡々と議事は進んでいくが、議長の教職員課長はわたしたちの方を見ながら意識して、一生懸命労働安全衛生の進め方のルールなどを確認しながら丁寧に説明している姿が印象的であった。

さらに、事務職の方が『管理職の方が教務主任の方に本当にきついしかり方をしていて、職員室の雰囲気が悪くなるのです』などの発言もあり、議長が『後で学校名を教えてください』などのやり取りがあった。なんでも発言できる雰囲気がよかった。

研修会のテーマと講師は学校ごとに手を挙げた学校から優先的に講師と日程を確保できるとのことだが、名古屋市立の高校はかなり積極的に学校ごとの研修会を設定しているようだった。

しかし、今回の議案の主要テーマは定期健康診断実施についてであり当局側の説明に終始しているようであった。

本来の長時間労働の問題や県と市の違いはあるが現況の過労死の公務災害認定の問題は議事にあがらなかった。これでは、問題の多い事案をさけていると思います。安全衛生委員会に参加している教職員組合代表は、過重労働対策について積極的に発言し安全衛生委員会の更なる活性化を望みます。

働くものの安全と健康セミナー

労安学校実行委員会は、講座を分かりやすく親しみのあるものにし、かつとっつき易いものにするために、「学校」の名前を含め、講座の内容・進め方などを検討してきました。

先回初めてワークショップを導入し「パワハラ」について考える講座が好評でした。今回も1日目にワークショップを企画しました。実際の事例を元に岡村弁護士の監修で作成。講評と関連講座も岡村弁護士にお願いしています。

初めての安全衛生や、職場の交流・報告も災害事例などをまじえて労働実態や安全衛生管理について学ぶ予定です

開催日　：　5月　26日（土）　　6月　9日（土）
場　所　：　労働会館本館　2階会議室

労働法制

まやかしの「安倍働かせ方改革」は許さない！

愛知県労働組合総連合　事務局長　　知崎　広二

労働法制は、憲法９条改憲とともに、この通常国会が山場であり「働き方改革国会」と言われるなど、この春闘の最大の対決点として、労働組合の存亡をかけた、たたかいをすすめることが求められています。

安倍首相が言葉を発すれば長時間労働の是正や同一価値労働同一賃金など、労働者に期待を持たせます。しかし、安倍「働き方改革」一括法案の本質は、労働者・国民をだまし、「企業が世界で一番活躍する国」が基本であり、「生産性向上」を最重点に経済活動が優先されています。法案の内容も残業代ゼロで働かせ放題の裁量労働制・高度プロフェッショナル制度、過労死ラインの残業上限、同一労働差別賃金容認、生産性向上の名による非雇用型就業の普及など、働くものの命と暮らしに深刻な悪影響をおよぼすもので、許すわけにはいきません。

法案の正式名称は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」（働き方改革一括法案）となっています。略称に「一括法案」とつけたのは、労働基準法や、パート・有期法、雇用対策法など別々に審議するのではなく、安保法制（戦争法）と同様に、まとめて一気に通過させるためです。よって、5 月の連休明けの審議日程ではなく、2 月下旬に国会に法案が上程され、予算関連議案を終えた後、3 月中旬から審議開始となると、いわれています。政府内では「法案全体をみれば大きな反対はない」との見方が強く、政府案の事前審査に携わる自民党議員も「安保法だって通したんだ。高プロくらい通せなくてどうする」と強気の発言も出ているそうです。春闘本番の時期から、重要な法案審議が始まる可能性があります。

愛知のたたかいは、長年、「労働法制愛知連絡会」と称して、弁護士、民主団体と労働組合などで構成し、愛労連が事務局を担って、年２回の学習会と総会を開催してきました。しかし、労働法制は、連合でも同じような活動をすすめているため、幅広い団体で運動を展開することが望ましいと意見が出たこともあり、2016 年 3 月頃から、東海労働弁護団が呼びかけ団体となって、「労働法制改革反対実行委員会」の名称でスタートしました。会議も愛労連事務所ではなく、名古屋法律事務所で開催するなど、参加しやすい環境を整えて運動をすすめるようにしました。その中で、愛知健康センター、名古屋ふれあいユニオン、過労死家族の会などが参加するようになりました。学習会もトラック運転手、介護・保育現場、市役所などの公務・民間を問わず、長時間過密労働やパワハラ・セクハラ、過労死などの実態をリアルに報告し合うことなどを中心に学んできました。また、街頭宣伝行動も取り組んできました。

愛労連では、引き続き、危険な本質・内容を学ぶために、職場での学習を徹底します。新請願署名「過労死と職場における差別の根絶を求める国会請願署名」を集約するとともに、4 月 15 日の愛労連としての学習決起集会や、労働法制改革反対実行委員会の諸活動に先頭で頑張る決意です。

「出前講座」奮戦記

事務局次長　　吉川　正春

「保険医協会から出前講座の依頼があった。行ってもらえますね」と、事務局長から言われた。

詳しく聞くと「働き方改革」がテーマという。愛知県保険医協会は3年ほど前から愛知健康センターに加入いただいた開業医の団体だ。いろいろ交流を深めていく必要がある。お医者さん相手の話は我々では難しい。弁護士さんの出番だと思いながらも、保険医協会の担当者の方に「講座参加の対象者はどなたで何人くらいですか」とお聞きした。今、問題になっている「働き方改革」について話を聞きたい。保険医協会に働く事務職員39人が対象ですと答えがあった。

私が出前講座を引き受けるのは、自分の知りえた知識が役に立つなら、つたない話でもお伝えしたい。それから、そのテーマについてもう一度勉強する機会になる。ということだ。うまく話せなくてがっくりして帰ることもたびたびだが、それでも依頼を受けてから、働き方改革の問題を資料で調べ、労働基準法や労働組合法など労働法制について法令を調べながら予習する。(労働安全衛生法は少し自信あり) 賃金支払い5原則、整理解雇4要件などを新たにひもとくことになった。

当日案内された会議室には 30 人くらい参加されていた。必要要員を配置して残りは全員参加するそうだ。話を始めると皆さん顔を向けて真剣に聞いていただいている。安心して準備してきたことをお話しする。この職場は若い人から年配者まで年齢構成が均等になっているように感じた、質問も周りの人に気兼ねすることなくストレートに寄せていただいた。職場の明るい雰囲気が伝わる学習会だった。(用意したいくつかを話し忘れて後悔)

質疑で出されたのは「健康診断の事後措置」「働き方改革に対する『連合』の姿勢は？」「最低賃金の世界的な状況は？」「夫は会社の働き方改革で最近午後8時30分には帰るようになった」「教員の長時間は異常だ。出退勤が管理されず残業をしても支払われない（給与特例法)」「パワハラ相談はどこが多いか」などさまざま。「愛知アスベスト対策委員会」で一緒に活動してきた保険医協会の前の担当者からは「健康センターは、労働組合のない狭間のところの声を聞き寄り添う活動をしている」とお褒めの言葉もいただいた。

講座を終えた後、担当者の方から労働条件は職員の代表と理事者で話しあい。就業規則を定めている、県職員の労働条件が参考になっているとのこと。(事前に労働組合の存在を確認せず) 保険医協会の事務職は、毎月1回全員を対象の学習会を開いており、今日のような働き方改革や医療事務の研修などをみんなで意見を出し合いながらテーマを決め行っているとお聞きした。

実は、この日司会をしていただいた方は私の子供と学童保育で一緒だった。ご両親とも一緒に学童保育運動をしてきた方だ。あの時の子供さんが意外な場所で頑張っていると嬉しくなった。そんなことも職場の皆さんに紹介できるような温かい職場だなと感じた。出前講座は私にとって学習の場であり、新たな人々との出会いの場でもある。図々しく出かけている。

写真

筆者の散歩道にある街中のオアシス。水草団地(760 戸)のわきにある庄内用水。
「水の回廊」として整備され、春夏秋冬人々の心を潤している。

冬を生き延びる闘い!

2017～18 越冬活動から

元小学校教員・「ユニオン学校」運営委員　　小野　政美

「ひとりの死者も出さない」をスローガンに43年目の＜野宿・日雇い労働者が冬を生き延びるための名古屋越冬闘争＞が12月28～1月3日まで行われた。野宿者の冬は厳しい。寒いだけでなく仕事も住居も路上には暖房もなく、冬を生き延びるには厳しすぎる日々。越冬団結小屋のある大津橋小公園内の越冬現場では、30～40人の野宿者が集まり焚火を囲む。この場所での越冬は2年前から。約40年間は名古屋駅近くの柳橋中央市場隣の通称「オケラ公園(西柳公園)」で行われてきたが、名古屋市が変更させた。今年もカンパと支援物資（米、野菜、カイロ、衣類）が届いた。越冬闘争は16団体でつくる実行委員会が主催する。

28日夜の越冬活動突入集会には50人を超える野宿者と愛労連・ユニオン関係労組、愛知健康センター（カンパも届けられた)、衆院議員も激励に訪れ連帯挨拶を行った。越冬炊き出し支援者は、28日から3日まで平均79人だった。

越冬テント近くでは、日雇労働者や野宿生活者が火を燃やし、お湯を沸かし、お茶を入れ、食料・野菜・衣類の整頓管理を行い翌朝の共同炊事の準備等を行う。

医療生活相談、法律相談、散髪、街頭宣伝、餅つき、ノリパンの韓国音楽舞踊や若者の演奏なども行われた。名古屋市船見寮訪問交流等にも取り組んだ。

越冬は50代・60代の男性が多く女性は少ない。60代男性は名古屋駅の近くで野宿5年。70歳男性は会社が倒産し野宿。生活保護は迷惑がかかると空き缶を拾う野宿の男性。仕事で指2本を切断して野宿半年の50代の元木工職人。40代女性は老親介護で問題が起き家を出てきた。さまざまな理由での野宿。越冬現場に来ると安心するという野宿の仲間たち。炊き出しがあり、衣類も貰え、襲撃される心配もない。何よりも同じ野宿生活の仲間がいる。厳しい偏見と差別で視られる野宿生活だが、ここだけは安心して笑っていられると言う。

越冬現場には、毎年、年末年始ながら、寒い中、炊き出しや越冬を支援する人々、ボランティアの人々がいる。越冬の現場では、さまざまな出会いがある。今回も、金城学院高校など複数の高校生・大学生ボランティアや名古屋NGOセンターなど市民と野宿者との交流があった。「ホームレスというと怖い感じがしていたが、おじさんたちたちは優しい人だった」、「自分がどう生きるか、学校以外で自分ができることを考えるきっかけになった」など、実際に野宿者に出会うことで学びとは何かを考えた人々・子どもたちがいた。

年々、市民の支援者が減少し、支援活動も縮小化が進行している。不安定雇用から失業・貧困、そして野宿へ。労働搾取、野宿者襲撃、貧困ビジネス、貧困の不可視化、行政支援の不在など「野宿者問題」は労働、差別、貧困、医療、福祉の矛盾が集中する日本の「縮図」である。

今年の名古屋市の年末年始の無料宿泊所・船見寮の入所者は約60人だった（20年前は500人超)。

『いのちと健康』読者の「野宿者問題」への関心とさまざまな形での支援をお願いしたい。

名古屋越冬 2018.1.3

第２回

「人間らしい労働・生活」とは？

愛知健康センター理事長　　猿田　正機

「人間らしい労働・生活」について書き始めようと、関連した資料・文献を読んでいると、さまざまな言葉が整理せぬまま使われていることが気になった。ここで難しい概念の詮索は必要ないかも知れないが、今後の文章の展開との関わりで簡単に触れておきたい。

安倍首相は１月の施政方針演説で、「日本は、少子高齢化という『国難』とも呼ぶべき危機に直面」していると述べた後で、「働き方改革」の断行について触れている。その内容は、「柔軟な労働制度」への抜本的改革、「同一労働同一賃金」の実現、「雇用形態による不合理な待遇差の禁止」、「『非正規』という言葉の一掃」というビックリのするような内容である。日本に染みついた「長時間労働の慣行」を打ち破るとも述べている。そして、「働き方改革」は、「成長戦略」そのものであり、「ワーク・ライフ・バランス」を確保することで、「少子高齢化も克服できる」と強調している。マスコミで氾濫しているのは、この安倍首相の「働き方改革」という言葉である。

では、現代において、「働き方」や「人間らしい労働・生活」を論ずる場合、どういうことを論じたらよいのか。第１には、安倍内閣が述べている主張とそれへの批判であろう。第２には、ILO が使用し、日本にも広がっている「ディーセント・ワーク」（働きがいのある人間らしい仕事）である。厚生労働省はこの用語を、次のように説明している。

「ディーセント・ワーク（DW）」の概念は、1999 年の第 87 回 ILO 総会に提出された事務局長報告において初めて用いられ、ILO の活動の主目標と位置づけられた。そして、DW の実現は、(1)雇用の促進、(2)社会的保護の方策の展開及び強化、(3)社会対話の促進、(4)労働における基本的原則及び権利の尊重・促進及び実現の４つの戦略的目標を通して実現されると位置づけられている。男女平等及び非差別は、これらの目標において横断的な課題とされている。日本政府としては、DW の概念の普及に努めるとともに、様々な労働政策を推進することにより DW の実現に努めているとされる。

この厚労省の説明は、毎度のことであるが、非常に分かりにくい。西谷敏氏も、その著『人権としてのディーセント・ワークー働きがいのある人間らしい仕事ー』（旬報社、2011 年）で、この言葉を使うことに迷ったと、次のように述べている。「本書のキーワードと標題に『ディーセントワーク』の言葉を用いることにはずいぶん躊躇した。最近、雇用や労働の分野でも横文字が氾濫しているが、それは分かりにくいだけでなく、往々にして問題の所在を不明確にするからである。・・しかも、『ディーセントワーク』は、社会にまだ十分定着していないだけでなく、ILO（国際労働機関）が、1999 年から活動の中心に掲げているスローガンであるだけに、ILO にのみ関係する概念と誤解されるおそれもある」。

第３には、従来からみられた「人間らしく働く」についてである。たとえば、労働問題実践シリーズ第２巻は『人間らしく働く』（大月書店、1990 年）という表題であった。そこには日本の現状について次のように書かれている。「労働強化の最後の限界は、人間の生理的限界」で、「これも過労死の続発に象徴されるように、その限界さえも突破されつつ

ある」。そして最後に、「人間らしい労働をめざす・・諸課題への取り組みは、わが国労働運動のなかでは非常に不十分で、まだほとんど手つかずといってよい状態です」と指摘している。1990 年以降の労働者の状態は、改善されるどころか非正規雇用の激増、実質賃金の低下、過労死・自死の増加など悪化の一途をたどっている。

愛知健康センターが 2016 年に出した「愛知健康センター物語」の表題も『人間らしく働く』である。また、昨年、結審した三輪裁判の勝利報告集『一陽来復』の表紙には次のように書かれている。「命を削ってまで働くことは絶対にあってはならない。亡くなってからでは遅い。どんな人でも健康に楽しく、幸せに暮らせるような働き方でなければいけない。世の中が変わることを願っている」（三輪香織）。身近な人が過労死や過労自死に直面した人々の共通の思いであろう。

第 4 に触れておきたいのは、「ディーセント・ワーク」を日本国憲法と関連付けて論じている西谷敏氏の研究である。西谷氏は「ディーセント・ワーク、すなわち「働きがいのある人間らしい仕事」とは、人間に値する生活を可能とする収入が得られ、そこにおいて各種の人権が適切に保障されるような仕事のことである」と述べ、「憲法は、基本的人権としてディーセント・ワークの権利を保障している。」としている。そして、「労働というものが、単なる生活の手段にとどまらず、労働者にとって『生きがい』、つまり生そのもののあり方を決める営みである以上、ディーセント・ワークの実現こそがすべての施策の中心的な目標とされるべきである。」と述べている。

「働き方改革」とは何なのか。「働きがいのある人間らしい仕事」とはどんな仕事なのか。「働き方」と「仕事」と「生活」はどう関係しているのか。これは、本連載論文全体を貫くテーマでもある。

ここでまず確認しておきたいことは、日本とスウェーデンなどヨーロッパ諸国との「働き方」の違いである。

ディーセント・ワークといっても、日本は欧米のように、いわゆる「就職」の「ジョブ型」社会ではない。言葉としては「就職」を使っているが、内実は「就社」であり、いわゆる「メンバーシップ型」社会である。入社しても、どの職場に配属され、どんな仕事をやらされるか、さらには地域的にも何処に配置転換されるか、転勤させられるかは、会社の専権事項になっており、本人には決められなくなっている。とくにヨーロッパの場合には、労働時間の短縮を進め、同一価値労働同一賃金や「賃金・所得の社会化」を推し進め、「労働の人間化」にも取り組み、その延長として「ディーセントワーク」の取り組みが出てきていることを日本の労働者は自覚する必要がある。

筆者が高齢になって一番感じるのは、「働き方改革」はライフサイクル全体の「生活改革」でもあらねばならないだろうという点である。それにはジェンダーや子育ても含まれる。「少子高齢化社会」では、高齢者などの介護も問題であるが、介護する側の労働環境や労働条件はより重要な問題である。介護労働者の労働・生活条件が貧弱では、人間らしい介護もできないからである。また、「人間らしい労働・生活」には、「平和」は不可欠である。

こうみていくと問題はとりあえず大きく四つに分けられる。一つは、「働き方」をどうするのかということ、二つ目が、国際的に後れを取っている労働基準改善の取り組み、そして、三つ目が、高齢化の下での深刻な「労働・生活」をどうするのか、という点である。最後に、「人間らしい労働・生活」を保障しうる、いわゆる「福祉国家」建設への取り組みへむけて日本の労働者や市民が突きつけられている課題は何かということである。

愛知健康センター刊
「人間らしく働く　愛知健康センター物語」

寺井土木関岡裁判の判決を前にして

関岡裁判を支援する会事務局長　足立　勝彦

私がこの裁判に関わりをもつようになったのは、2012 年９月、年金者の交流会。「岡崎の方だから応援してあげてください」という話でした。12 年９月というのは、関岡恵美子さんが中央労働保険審査会に再審査請求してその結果を待っていた時期にあたります。

支援する会結成の総会が 13 年９月に行なわれていますから、それまでに既に２回の裁判が進んでいました。第一号の会報が『真理は輝く』と題して発行されたのが 13 年 10 月です。

名古屋地裁での裁判は 13 年５月から始まり、弁論準備が 17 年６月まで 19 回も行なわれました。論点整理に４年以上もかかったのは、岡崎労働基準監督署が十分な調査もせずに不支給決定にしたことにあります。

日本の労働監督行政が大きなひずみを抱えているのは、確かです。過労死、過重労働、メンタルヘルス、労働災害等、日本の労務問題はかつてないほど複雑化し、深刻化しています。これに追い打ちをかけているのが労働監督官の人員削減です。雇用者一人当たりの監督官数はドイツの３割弱という貧弱な数です。

日本では企業の責任追及の資料は原告が探してこないと続けられない仕組みになっているようです。このような状況のなかで、ご主人の過重な労働を証明する資料探しに奔走した原告恵美子さんの努力は、並々ならぬものがあったと容易に推察されます。それが恵美子さんの脳出血という病を惹き起こさせたものと思われます。倒れたのは 14 年４月のことです。身体のみならず、言語にも障害をきたすに至り、「この裁判はこの先どうなるのか」とこのとき私は思いました。

それ以降、恵美子さんには裁判を続けていくための自分との闘いが始まりました。法廷で証言をするための機能回復訓練の闘いです。

裁判闘争は、法廷のなかだけではない、とよく言われます。法廷の傍聴席をいつも満席にすること、署名の数をできるだけ多くすることなど、ここに支援する会が登場することになります。この関岡裁判は４年以上審尋が続き、「裁判は本当に進行しているのか」と会員のみなさんには大変長い裁判との印象を与えていたようです。

署名数については今現在１万弱。西三河労連ではのぼり旗「なくせ過労死・過労自死!! 三河から」をつくり、街頭署名に取り組んできました。行事や集会があるたびごとに、こののぼり旗を携えて行きました。他労組の支援要請にも行きました。しかし職場で精神的な病を発症することを、みなさんに理解してもらうことは、当初は極めて難しいことでした。この裁判の要をおさえて署名の訴えが十分にできなかったというのも事実です。通りすがりの人にどうのように手短に説明したらいいものか、いまだに自信がありません。

この裁判を支援するなかで自分が勉強できたと思われることが多々あります。職場の中で精神的な病を患う人が存在するという現実に少しは理解ができたのも、その一つです。

判決は４月 11 日です。勝利判決を信じています。当日は、大勢の皆さんの傍聴をお願いします。

2015.2.25　関岡さん（右）と足立さん（左）

第 88 回　栄総行動での再質問

名古屋市の教員の休職者数などについて

名古屋教職員組合　　松本　直子

栄総行動についての報告は前回行ったが、その後、名古屋市の学校の先生方の休職者数などについて、再質問をして回答がきました。概要は以下の通りです。

質問 1.　「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を実現する計画があれば教えてください。

回答　現在のところ、そのような計画はありません。

質問 2.　2016 年度に、幼小中高等学校の先生方でどれだけの方が休職したのか、校種別 の実数と率を教えてください。

回答　幼稚園では２名（ 1.37%）、小学校では 76 名（1.34%）、中学校では４１名（1.37%）、高等学校では７名（0.83%）でした。

質問 3.　その中での精神疾患の方の数と率を教えてください。

回答　無し

質問 4.　2016 年度を通して、教職員はきちんと例外なく休日をとれましたか。

回答　関係条例に基づき、 適切に運用されていると考えています。

質問 5.　教育委員会(事務局)職員に対して、どのように労働安全衛生法関係法令等の研修の機会を設けているのですか。

回答　学校総括安全衛生管理者につきまして、毎年度、安全衛生管理活動に必要な課題について管理監督者メンタルヘルス研修を、衛生管理者につきまして、毎年度、衛生管理者である養護教諭を対象に衛生管理（担当）者セミナーを行っています。

健康で働くための東海セミナーin愛知へのお誘い

東海4県に働く みなさん

入社一年目の若者が仕事に行き詰まり自殺する事態が後を絶ちません。電通事件、新国立競技場建設現場事件など、企業が若者の未来を奪っているのです。許されないことです。東海地方にも深刻なケースがあります。健康で働くために企業犯罪を許さない。交流を深めましょう。

日　時　：　2018年　3月10日(土)　10時00分～16時00分
場　所　：　労働会館本館(2階会議室) 金山総合駅下車　徒歩約10分
講　演　：「入社一年目で相次ぐ過労自死、若者の自死はなぜ!」
いこいの森法律事務所　森　弘典弁護士

各県報告

- •愛知　：　「愛知健康センター」最近の取り組み
- •静岡　：　障がい青年労働者の過労自死事件の賠償裁判及び労災申請
- •岐阜　：　岐阜市役所伊藤さん公務災害認定裁判のその後
- •三重　：　南伊勢町地域おこし協力隊パワハラ事案の報告
- •愛知　：　加野青果パワハラ自死事件裁判の報告

『第３９回トヨタ総行動』……2018春闘の幕あけ

――トヨタ過労自死裁判原告、集会で支援の訴え

事務局員　　中村　一三

２月12日、’18春闘の勝利を目指して「第３９回トヨタ総行動」が豊田市・山ノ手公園で行われました。集会には愛知以外の参加者も含めて約600名が参加しました。

まず主催者からの挨拶や情勢報告、全労連からの激励発言などを通じて、’18春闘を巡る情勢と闘いの方向性が提起されました。

今期のトヨタは売上高も純利益も過去最高が予測されています。しかしその多くを内部留保としてため込み、働くものにも下請け企業にも還元しようとしていません。また安倍政権は「働き方改革」の名において労働者保護法制を骨抜きにするばかりか、「９条改憲」もやろうとしています。このような中で「私たちは、本日のトヨタ総行動を皮切りに、全ての労働者の賃上げと下請け中小企業の経営を守り、地域経済の発展を求めて、社会保障を改悪する安倍暴走政治のストップのため、１８国民春闘を思い切ってたたかいます」（集会決議）　このように集会参加者は１８春闘に向けた決意を固めました。

参加者からの決意表明の最初は、トヨタの社員であった夫を過労自死で亡くし、労災認定裁判を闘っている方からの発言です。

「夫はトヨタ自動車の生産技術部で働いていました。リーマンショックの後、人も減らされ残業も禁止された中で、抱えきれないほどの業務を持たされていました。家庭では仕事のことを詳しく話す人ではありませんでした。しかし眠れない夜や食事も喉を通らない日も続き、メンタルクリニックにも相談に行き、私にも業務の大変さや上司からパワハラを受けていることを、少しずつですが話してくれました。しかし夫は仕事の悩みを上司には相談することも出来ずに一人で抱え込み、精神的に追い詰められ、とうとう自死してしまいました。一生懸命トヨタで働き、病気になってまで頑張り続けた夫の自死を労災として認定してもらいたいと切実に願っています。またトヨタ自動車は夫が働いていた状況を包み隠さず明らかにしてほしいと思っています」

この原告からの切々とした訴えを集会参加者は心から受けとめ、トヨタに対する怒りも新たにしました。また集会では「トヨタ社員の労災認定裁判を支援する会」のメンバーが、トヨタへの資料提出命令を要請する裁判所宛の署名ハガキを集め、多くの方の協力を得ていました。

集会発言はその後、中小企業者、東京公害患者と家族の会と続き、上記の集会決議をあげた後、トヨタ本社までデモ行進をしました。

労災認定を求め支持を訴える原告

シュプレヒコールを上げる参加者

理事会報告

事務局長　　鈴木　明男

愛知健康センターは１月 11 日(木)27 期２回目の理事会を行いました。

猿田理事長は新年の挨拶で愛知労働問題研究所が 30 周年を機に所から会に移行して新しい取り組みをはじめること。暮れに東京八王子で産業殉職者が眠る霊堂「みころも」がNET 上で話題になり､毎年 5000 名を超える被災者が後を絶たないとう言う状況がこの国の実態であること。安倍首相が賃上げや働き方改革を提案する狙いは闘わない労働者づくりである｡労働組合や労働法制の破壊であり、とんでもない。何れも財界の要請である。10 年後には100歳以上の高齢者が30万人とも言われている、野党勢力は未来の政権を語るだけではなく、今こそこの国の福祉社会を進めることが大切だなどと語りました。

佐々木副理事長は９条を守り抜くことは命を守る運動の原点だ。働き方改革はまともな審議もしないまま一括で採決する危険がある。政策制度要求で労災の認定基準の改訂して予防につなげたい。衛生推進者の受講で職場から労安の取り組みの活性化を呼びかけました。

理事の報告では全トヨタの若月さんからトヨタの「労災隠し」を追及した結果、減給や出勤停止など４人が社内処分を受けたと報告。全港湾の藤井さんは３６協定を９９時間から４５時間に変更したこと。猛毒を持つヒアリの安全対策を報告。コープ愛知の青木さんは３６協定は結んでいるがそれを超え、サービス労働となっている。産業医を招き学習会を開催すると報告。愛教労の近藤さんは臨時教職員は制度がないために賃下げが行われて教員のなり手がいないと報告されました。

審議事項として

１、第 5 回 「健康で働くための東海セミナーin 愛知」の成功を目指す
２、次世代の労安活動家を担う労安学校 2018 の開校準備について
３、労働者の立場で「衛生推進者」の受講について
４、愛知労働局への要請懇談会について
５、栄総行動で教員の働き方改善を名古屋市教育委員会へ要求について
６、アスベスト対策愛知連絡会と共同し、中日ビルなどの解体で飛散防止を取り組む

などを審議しました。次回の理事会は 4 月 5 日(木)です。

地方自治体に過労死防止を要請

愛知健康センターは「過労死等防止対策推進法」を実効性のあるものにするために自治体に働きかけてきました。

今回は愛知県や名古屋市などの議会にも具体的な要望を示しつつ、過労死を防ぐために懇談会を行いました。

1 月 12 日（金）に日本共産党の県議団と意見交換をすることができました。

教員の多忙化解消プランについて議会でも議論され、長時間労働が課題になっていることが報告されました。短時間でしたが急増する若者の過労自死をなくすことなどについても話しあうことができました。

引き続き県下の議会や会派のみなさんと懇談を続けながら、過労死のない社会を愛知健康センターから発信したいと思います。

裁判の進行状況と裁判日程

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。
あなたも署名にご協力下さい。また、裁判の傍聴に参加をお願いします。

中部電力新入社員労災認定裁判	岩永労災認定裁判
入社四ヶ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七ヶ月で自死（原告:母親、被告:国）	業務中の災害（片眼失明に伴う心因反応）に対する労災認定を求める。 （原告:本人、被告:国）
口頭弁論	弁論準備
2018年3月7日（水）13時10分	2018年3月20日（火）11時30分
名古屋地裁　1103号法廷	名古屋地裁　201号法廷
豊通逆出向社員労災認定裁判	**十六銀行員労災認定裁判**
心臓障害1級社員で、豊通鉄鋼販売から豊通へ逆出向。ベトナム海外出張中にうつ病発症。休養中に、直接社長から無理な転勤を伝えられ、名古屋市内の単身赴任先で自死。労災認定を求め大阪地裁へ提訴。 （原告:妻、被告:国）	入社した年の12月に、人事削減による業務多忙（仕事関係の資格取得準備）と上司のパワハラにより自死。労災認定を求める。 （原告:父親、被告:国）
結審	弁論準備
2018年3月22日（木）11時	2018年3月27日（火）13時10分
大阪地裁　810号法廷	名古屋地裁203号法廷
寺井土木・関岡労災認定裁判	**アスベスト曝露宇田川労災認定裁判**
工務部長として受注工事の施工を統括管理。自らも「砂川」の工事担当。再三の契約変更で困難な業務に。会社の資材置き場で自死。 （原告:妻、被告:国）	淑徳学園高校宇田川教諭が校舎改造工事に伴い、アスベストの飛散を受け曝露し、中皮腫で死亡。 （原告:妻、被告:国）
判決	**判決**
2018年4月11日（水）13時10分	2018年4月11日（水）15時30分
名古屋地裁　1103号法廷	**名古屋高裁　1004号法廷**
やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	**市バス運転手山田損害賠償請求裁判**
過重労働とパワハラで自死。労災認定を求める。 （原告:妻、被告:国）	公務災害は認定されたが、名古屋市と交通局に対し、損害賠償を求めて提訴。 （原告:両親、被告:名古屋市と名古屋市交通局）
弁論準備	口頭弁論
2018年4月19日（木）10時30分	2018年2月28日（水）13時30分
名古屋地裁　201号法廷	名古屋地裁　1103号法廷
トヨタ社員労災認定裁判	
トヨタ自動車技術職社員が、過重労働と上司のパワハラでうつ病を発症し自死。労災認定を求める。 （原告:妻、被告:国）	
弁論準備	
裁判の進め方について協議中のため、次回日程未定	
名古屋地裁　1101号法廷	

見習い事務局員半年

櫻井　善行

昨年の夏のことだった。日時ははっきりとは記憶していない。私が愛知労働問題研究所の最後の事務局長として解散総会を終えて、事務所の残務処理をしているときのことであった。健康センターの事務局長である鈴木明男氏が研究所にやってきた。「おいおい、頼みがあるんだ」いつもの調子で語ってきた。「今度の総会で、事務局員をやってもらえないか」かなり命令調に近い言葉であった。

私は、この間一応は健康センターの理事をやっていた。だが理事は単に「名誉職」であり、センター本体が求めているのは、実働部隊である事務局員であるのはいうまでもない。これだけ荒廃した職場が当たり前になり、働く人の身体も心も病んでいる事例が数多くあることは、健康センターの仕事の必要度が増すのはいうまでもない。お声がかかるかとは予想していたが、あまりにもいきなりの依頼であった。おそらくあいつは、労問研の残務作業が終われば時間をもてあますだろう。だから事務局員ぐらいはと思っていたかもしれない。もちろん、真相はわからないが。拒否する理由はないので、引き受けることになった。

とはいえ、私はこの年になっても、いろいろ忙しく動き回っている。定年退職したけれども、いまだにその延長上に非常勤の仕事をしている。愛知労働問題研究所も解散したけれども、残務処理の後には愛知労働問題研究会に改編して、一応は運営委員として関わらなければならない。しかも西三河労連や愛知争議団の顧問も引き受けている。「市民の会」の運営委員の仕事もある。その上プライベートで 20 年以上続けてきた仕上げの作業がある。さらに私の健康上のこともある。いくつかの治療中の病気を抱え、投薬服用のため、日中睡魔に襲われることもある。という難問付きの新米事務局員のスタートであった。

当初から鈴木事務局長には伝えていたが、8 月末にあった健康センターの総会、ならびに歓送迎会は欠席した。本来はわいわい騒ぐことは嫌いではないし、飲み食いのつどいも昔は欠かさず出ていたが、現在は体調を見ながらの出席となる。自分の体力と健康面と年齢的限界は自分が一番知っているはずだからである。ずいぶんつきあいの悪い事務局員だと思う人もいるかもしれない。しかし現在私は、まだ見習い中であり、開き直ることにしている。ここしばらくの間は、助走期間である。無理をせず、息の長い活動をしようと思っている。それと、労働運動に関わってきたとはいえ、地域運動という特殊な分野であり、「労働安全衛生健康問題」は、基本的に素人である。ゼロからの出発である。事務局のお荷物的存在だろうがこれは今は我慢してもらう以外、他にいい方法はない。

だから、センターに出入りして、出会う人との対話が学びの連続である。このセンターのいいところは、えてして運動する側に見られる、「建て前と本音の乖離」がないことである。崇高な理念と俗っぽい現実との落差はよく見かけてきた。ある結論があって、それに強引に結びつける手法をずっと見させていただいた。センターの運動は、「働くもののいのちと健康」を守ることが大目標である。そろそろ本物に出会いそうな気がする。まずは片意地を張らず、自分のやれることをやっていこうと思っている。

さくらい　よしゆき／理事・事務局員

３月･４月の日程

（５月の日程を一部含む）
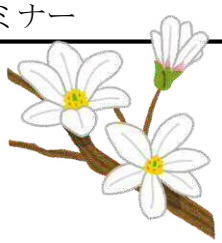
月　日	曜日	時刻	事　　項	場　　所
３月２日	(金)	13:10	米長労災認定裁判判決	名古屋地裁401号法廷
３月５日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
３月７日	(水)	13:10	中電新入社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
３月９日	(金)	13:10	石川裁判結審	名古屋地裁岡崎支部
３月10日	(土)	10:00	東海セミナーIN愛知	労働会館２階会議室
３月11日	(日)	12:00	東日本大震災3.11行動	栄公園
３月12日	(月)	18:00	過労死研究会(加野青果事案)	水野幹男法律事務所
３月13日	(火)	9:30	中電新入社員労災認定裁判弁護団会議	労働会館４階
		11:30	中電新入社員労災認定裁判を支援する会事務局会議	
3月16日	(金)	13:30	労働講座　(愛知県主催)	愛知県三の丸庁舎　８階
３月17日	(土)	18:00	ユニオンと連帯する市民の会　総会	労働会館第４会議室
３月19日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
３月20日	(火)	11:30	岩永労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
３月22日	(木)	11:00	豊通逆出向社員労災認定裁判結審	大阪地裁810号法廷
３月23日	(金)	18:30	労安学校実行委員会	事務所
３月27日	(火)	13:10	十六銀行員労災認定裁判	名古屋地裁203号法廷
４月２日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
		18:00	居酒屋センター	労働会館
４月４日	(水)		全国センター理事会	東京
４月５日	(木)	18:30	理事会	労働会館東館２階
４月11日	(水)	13:10	寺井土木・関岡労災認定裁判判決	名古屋地裁1103号法廷
		15:30	アスベスト曝露宇田川労災認定裁判判決	名古屋高裁1004号法廷
４月15日	(日)	13:30	労働法制反対総決起集会(愛労連主催)	労働会館東館２階ホール
４月16日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
４月18日	(水)	8:00	栄総行動	
４月19日	(木)	10:30	やまぜんホームズ・大迫労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
４月30日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
５月１日	(火)	10:00	第89回愛知中央メーデー	白川公園
５月３日	(木)	13:00	愛知憲法会議市民のつどい	国際会議場ｾﾝﾁｭﾘｰﾎｰﾙ
５月26日	(土)	13:30	働くもののいのちと健康セミナー	労働会館２階会議室